

## 公職選挙法施行令の一部を改正する政令概要

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第49号）の一部の施行に伴い、数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設ける場合に係る規定の整備を行うとともに、選挙事務所の数及び選挙運動に関する支出金額の制限額の特例の対象となる選挙区の改定等を行う。

### 1. 二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区にわたって市町村の境界変更があった場合に係る規定の整備

- 衆議院小選挙区選出議員の区割り改定に用いる人口が、国勢調査による人口から国勢調査による日本国民の人口に変更されたことに伴い、市町村の境界変更に係る区域が属すべき選挙区を総務大臣が定める際に考慮すべき要素を、「関係選挙区の人口」から「関係選挙区の本国国民の人口」に改める。

### 2. 数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設けた場合等に係る規定の整備

- 公職選挙法第18条第2項の改正により、数市町村の区域の全部又は一部を区域とする開票区を設定することが可能とされたことから、この場合における開票管理者等の選任、開票立会人の届出、繰上投票、繰延投票、繰延開票等に関する通知、開票に関する書類の保存等について、所要の規定の整備を行う。

### 3. 選挙事務所の数及び選挙運動に関する支出金額の制限額の特例の対象となる選挙区の改定

- 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割り改定に伴い、選挙事務所の数及び選挙運動に関する支出金額の制限額の特例の対象となる選挙区を改める。

（鹿児島県第五区→鹿児島県第四区）